

『2026年度 トヨタモビリティパーツ群馬支社 交通遺児育英基金 P&H奨学金』募集要項

2025年5月吉日

募集期間延長2025年10月吉日

公益財団法人公益推進協会

1. 目的

この「P&H奨学金(以下、奨学金)」は、向学心がありながらも経済的な理由により就学継続が困難な群馬県の交通遺児に対し、給付型奨学金による高校進学支援を行い、次世代を担う人材の育成を図ることを目的とします。なお、この奨学金に返済の義務はなく、将来の就職等についても何等の義務ありません。また、他の奨学金制度との併用受給も可能です。

2. 応募資格

学校教育法による群馬県内の中学校に在学し、2026年3月卒業見込みで、2026年4月に全日制の高等学校・中等教育学校4年次・高等専門学校1年次・専修学校(高等課程)への進学予定者で、人物・学力共に優れ、かつ向学心に燃えているが、経済上の理由(世帯年収400万円以内)により、奨学援護を希望する者としてします。

但し、次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 交通遺児であること。
- (2) 本人の父または母の収入合計が年収400万円以内であること。
(上記の適用範囲や証明方法については、「6. 補足」欄を参照)

3. 応募方法

募集期間:2025年6月2日～2025年10月30日(必着)

受付は郵送のみとし、送付された書類の返却はしません。

(1) 願書(指定書式)

「2026年度 P&H奨学金願書」にQRコードが記載されています。説明に従って①個人情報のWEB登録、②願書記入の順に進めてください。

※P&H奨学金願書は、当財団ホームページ(<https://kosuikyo.com/>)よりダウンロードし、必要事項を記入してください。

(2) 成績証明書

第1学年と第2学年の成績が証明されているもの

(第3学年の成績表示については求めません。)

2025年6月2日以降に発行されたもの(通信簿等は不可)

(3) 父または母の収入を証明する書類・・・例:給与所得者は前年度分の源泉徴収票、給与所得者以外は前年度の収入がわかる所得証明書等。(2024年(令和6年)1月1日～12月31日の収入が記載されたもの)

(4) 戸籍謄本(保護者等との関係の確認、および、保護者等の死亡日の確認が必要です)

- ・「現在の戸籍謄本」は申請日の3か月以内発行のもの
- ・「現在の戸籍謄本」に保護者等の死亡日が記載されていれば、「現在の戸籍謄本」のみ
- ・「現在の戸籍謄本」で死亡日の確認が出来ない場合は、「改正原戸籍謄本」も必要

(5) 交通事故証明書

- ・以前の交通事故証明書があれば、その「写し」で可
- ・交通事故が相当以前で交通事故証明書が受けられない場合は、次の方法で確認します
- ① 死亡診断書や死体検案書、病院の診断書等で交通事故と確認できるもの(写し可)
- ② 交通事故発生時の新聞記事で日付が確認できるもの(写し可)
- ③ 在学学校長、または、民生委員による証明

4. 採用人数

2026年度の奨学生は原則として**3名程度(前後する場合があります)**を採用する。

5. 給与期間・給与額

支給対象となる学校への進学後、支給開始から3年間(36ヶ月)において、下記の金額を支給します。

- i. 入学一時金 **5万円(入学時4月末に振り込みます)**
- ii. 月次給付金 **2万円(毎年4月と10月の半期ごとに6ヶ月分をまとめて振り込みます)**
- i + ii = **3年間 総合計77万円**

6. 補足

① 交通遺児の範囲

- ・道路上での交通事故により死亡もしくは重度の後遺障害者となり就労が困難な保護者(主に父親か母親)の子女とする。(重度の適用範囲は、自賠責保険での後遺障害適用 別表1及び別表2の第1等級から第7等級までとする)
- ・交通事故での障害が主因で後年死亡した場合も遺児とする。
- ・交通事故の該当有無については、交通安全センター発行の交通事故証明書により判定する。

② 年収証明

- ・給与所得者は勤務先が発行した源泉徴収票(コピー可)とし、給与所得者以外は市町村役場にて交付された所得証明書(課税証明書でも可)の提出をもって判定する。
- (祖父母の証明書は不要)

7. 支給継続資格

1) 在学証明書の提出 (学年又は履修状況が分るもの)	支給開始年度より、毎年2回(4月と9月)提出する。 ・毎年4月に進級していることが条件です。 ・退学・停学及び全日制以外への通学は支給終了します。
2) 近況報告書の提出	学年末3月に作成したものを翌月4月に提出する。 ・4月の在学証明書の郵送時に同封してください。 ・様式は自由です。
3) 卒業証明書と作文の提出	卒業年度の3月中に、次の2点を提出する。 ①卒業を証明する書類 (卒業証書のコピーで代用可) ②作文(原稿用紙1枚以上)

※進級を伴わない長期の海外留学や、病気や怪我を理由とする休学については、速やかに事務局に申し出て所定の手続きをしてください。留学・休学期間中は月単位で支給停止とし、復学後に支給再開します。

※応募時点の戸籍謄本の内容に変更が生じた場合は、速やかに最新の戸籍謄本を提出してください。

※交通遺児の父または母が支給開始後に婚姻した場合、夫妻の世帯収入の合計が応募基準内であれば支給を継続します。

□選考方法及び通知

当財団の選考委員会において厳正に選考し、常任理事会で奨学生候補を決定します。

なお、2025年12月下旬を目処に申請者に対し、採否を文書又はメールで通知します。

□奨学金の支給

入学後、指定先口座に年2回(4月と10月)に分けて振り込みます。但し、振込手数料を差し引いた額とします。

願書等の郵送先・この奨学金に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階

公益財団法人公益推進協会 P&H奨学金担当

TEL 03-5425-4201 E-mail: info@kosuikyo.com 問い合わせ対応時間: 平日の10:00～17:00

